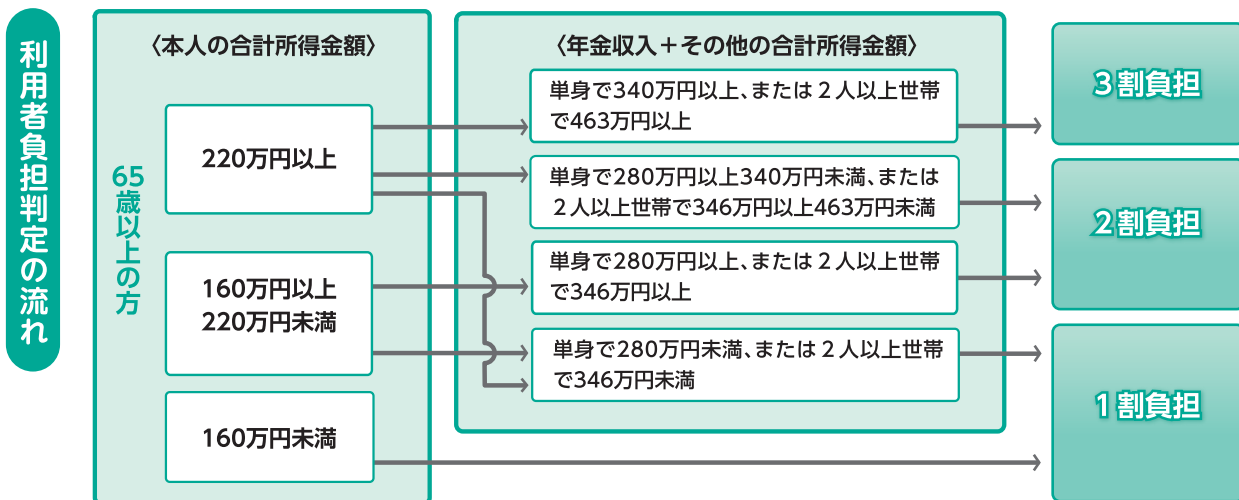


介護保険認定等を受けられている方に

介護保険負担割合証を送付します

介護保険の認定を受けた方および事業対象者となった方に、令和7年8月1日以降の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。負担割合については、下記の表のとおり所得や世帯構成によって決まります。介護保険負担割合証が届きましたら記載されている負担割合を必ずご確認ください。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者の方は1割負担



介護保険負担限度額認定の制度改正と更新申請受付について

介護保険法の改正により、令和7年8月利用分から、介護保険負担限度額認定の要件が一部変更になります(申請に必要なものに変更はありません)。現在利用されている介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和7年7月31日までとなっています。令和7年8月1日以降も引き続き利用されたい方は、更新の申請をお願いします。なお、認定を受けていない方の申請は、随時受付しています。

申請に必要なもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書 ②同意書 ③預貯金等がわかるものの写し(本人および配偶者のもの)
- ④介護保険被保険者証(写しも可) ⑤個人番号カード等マイナンバーの確認できる書類
- ⑥身分証明書(本人以外が申請の場合は申請者のもの)

※①および②は、市ホームページから取得できます。※生活保護受給者の方は、②および③の提出は不要です。

制度内容や申請に必要なものなどの詳細については、市ホームページ「介護保険負担限度額認定申請書について」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

☎市介護福祉課 給付・認定・地域支援担当(市役所1階⑦番窓口) ☎32・3507/FAX35・0272  
 ✉kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

身体・知的・精神障がい者相談員がご相談に応じます!

小松島市では、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、またはその家族のさまざまな相談に応じ、情報の提供や助言などを行っています。

困った時などには、お近くの相談員までご相談ください。

■身体障がい者相談員

氏名	住所	連絡先	担当区分
きよはら けんじ 清原 健司	立江町	FAX 38・1119	聴覚
おおにし よしこ 大西 美子	立江町	FAX 37・1343	聴覚
みま ゆたか 美馬 豊	田浦町	☎090・5277・2510	視覚

※各相談員の任期は令和8年3月31日までです。

■知的障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
あおやぎ よしあき 青柳 芳明	江田町	☎33・2077
なかにし あい 中西 愛	立江町	☎37・0771 (みやま園)
ちゅうらく ちえこ 長楽千英子	坂野町	☎090・7148・6121
わたなべま さこ 渡部真佐子	小松島町	☎33・1402

■精神障がい者相談員

氏名	住所	連絡先
かみじ としお 上地 利夫	横須町	☎090・2820・2024

☎市介護福祉課 地域共生社会推進室 障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口)

☎32・2279/FAX35・0272 ✉s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、国民健康保険税・介護保険料1期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)7月5日  
広報こまつしま

